

札幌国際大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 札幌国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、地域文化・地域づくりの理論及び応用に関して高度な専門的知識を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条 前条の目的を達成するため、本大学院の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うこととする。

2 点検及び評価の組織及び方法については別に定める。

(研 究 科)

第3条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

地域社会研究科 地域社会専攻

観光学研究科 観光学専攻

心理学研究科 臨床心理実務専攻

2 前項の研究科及び専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

地域社会研究科地域社会専攻は、幅広い視野、柔軟な判断力、社会貢献への意志を持ち、地域社会を創造的に発展させる高度な専門職業人を養成することを目的とする。

観光学研究科観光学専攻は、わが国の観光産業の発展と観光を通じた地域づくりの実践に資する高度な専門職業人を養成することを目的とする。

心理学研究科臨床心理実務専攻は、高度で専門的な職業能力を有し、社会の要請に応じることのできる臨床心理実務技能を有する人材を養成することを目的とする。

3 研究科に関する規程は別に定める。

(大学院の課程)

第4条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程の修業年限は2年とする。但し、特に優れた業績をあげた者は修業年限にかかわらず1年半で修了することができる。

3 修士課程には4年を超えて在学することはできない。

4 前項の規定にかかわらず、第37条の第1項に定める長期履修学生の修業年限は、入学時に3年以上5年以下の範囲内で、本人の希望を尊重し、研究科委員会の議を経て学長が定める。但し、5年を超えて在学することはできない。

(収 容 定 員)

第5条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

地域社会研究科 地域社会専攻 収容定員 20人

観光学研究科 観光学専攻 収容定員 20人

心理学研究科 臨床心理実務専攻 収容定員 20人

(学 年)

第6条 本大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学期を次の2期に分ける。

春期セメスター 4月1日～9月15日

秋期セメスター 9月16日～3月31日

(休 業 日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 開学記念日 6月27日
 - (4) 夏季休業日 8月6日から9月15日まで
 - (5) 冬季休業日 12月23日から1月20日まで
 - (6) 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入 学 資 格)

第10条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (8) 社会人については、前各号の一に該当するほか入学時において大学卒業後2年以上勤務し、入学後も同一勤務機関での身分を有すること、又は、25歳以上で3年以上の職業経歴をもつ者

(入学の出願)

第11条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 出願の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(転入学・再入学)

第13条 次の各号の一に該当する者については、選考の上転入学又は再入学を許可することがある。

(1) 他大学の大学院に在学する者が所属の大学長の許可を添え本学の大学院に転入学を志願する者

(2) 本学大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者

2 前項の場合、本学又は他大学の大学院で履修した授業科目、単位及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。

(入学手続及び入学の許可)

第14条 前二条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転学)

第15条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第16条 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する高等教育研究機関に留学し、必要な研究指導を受けることができる。

2 留学期間は1年とする。但し、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。

3 前項の留学期間は、第4条第2項の修業年限に算入する。

第3章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第17条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、第4条の在学期間には算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第20条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、大学院委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納入しない者
- (2) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第18条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第22条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第23条 本大学院の授業科目及び単位数は、別表1から別表3に定めるところによる。

(履修方法等)

第24条 研究指導及び履修に関する規程は別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、研究科委員会の議を経て、札幌国際大学の学部の授業科目を履修することができる。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、講義及び演習については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(他大学院における学修)

第26条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得した単位と見做すことができる。

第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与)

第27条 単位の認定は、試験その他の方法によって行うものとする。

2 前項の試験等は研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期に行う

3 試験の評価は、優・良・可・不可をもって表し、優・良・可を合格とする。

(修了の要件)

第28条 本大学院に2年以上在学し、地域社会研究科の学生は別表1、観光学研究科の学生は別表2に定める授業科目を30単位以上、心理学研究科の学生は別表3に定める授業科目を33単位以上それぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、修士の課程を修了したものと認める。

(学位の授与)

第29条 修士課程を修了した者には、札幌国際大学学位規程の定めるところにより修士の学位を授与する。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第30条 学生として表彰に値する行為があった者は、大学院委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第31条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、大学院委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する者

第7章 研究生、委託生、科目等履修生及び外国人留学生

(研 究 生)

第32条 本大学院において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、研究生として許可することができる。

2 研究期間は、1年とする。但し、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第33条 本大学院の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。

(委 託 生)

第34条 公共団体その他の機関等から、本大学院の授業科目又は特定の課題について研究指導の委託があるときは、委託生として許可することができる。

(外国人留学生)

第35条 外国人で、高等教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生の取り扱いについて)

第36条 研究生及び科目等履修生の取り扱いについては、札幌国際大学研究生規程、札幌国際大学科目等履修生規程の定めを準用する。

2 委託生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第8章 長期履修学生

(長期履修学生)

第37条 職業を有しているなどの事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生(以下、「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学金及び授業料

(授業料等の金額及び納付の方法)

第38条 検定料、入学金及び授業料については、別表4に定めるところによる。

2 納付の時期及び方法については別に定める。

3 春期又は秋期の全期間にわたり休学する者には、当該期間の授業料を免除する。

(研究生、科目等履修生及び委託生の検定料及び授業料等)

第39条 研究生、科目等履修生及び委託生の検定料及び授業料等については別に定める。

(納付金の返還)

第40条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他諸納入金は返還しない。

第10章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第41条 本大学院の授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格を満たす札幌国際大学の専任の教員がこれを行う。但し、特に必要のある場合は兼任の教員を充てることができる。

(大学院委員会)

第42条 本大学院の運営のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、副学長、関係する学部の学部長、各研究科長、教務部長、入学支援部長、事務局長及びその他学長が指名する者をもって組織する。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

(大学院委員会の審議事項)

第43条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の教育研究の基本に関する事項
- (2) 大学院学則、その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、退学等学生の身分及び賞罰に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 各研究科の連絡調整に関する事項
- (6) その他大学院に関する重要な事項

(研究科委員会)

第44条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する専任の教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科長)

第45条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

第46条 研究科委員会は、当該研究に係る次の事項を審議する。

- (1) 研究科の組織に関する事項
- (2) 教育研究の指導に関する事項
- (3) 教員の授業科目担当に関する事項
- (4) 研究科の授業科目、単位数及び履修方法に関する事項
- (5) 試験、修士論文の審査及び課題研究の審査に関する事項
- (6) 課程修了の認定に関する事項
- (7) その他研究科に関する重要な事項

(事務職員)

第47条 本大学院の運営に必要な事務職員を置く。

第11章 研究施設及び図書館

(研究指導施設)

第48条 本大学院の教育研究のため、研究室、演習室等必要な施設を整備するものとする。

2 札幌国際大学の施設は、その教育研究に支障を生じない範囲において本大学院と共用することができる。

(図書館)

第49条 札幌国際大学の図書館に、本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

附則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

但し、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 20 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表 3 及び別表 4 について従前の規定を適用する。

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。